

奈良・平城宮跡
へいじょうきゅう

- 1 所在地 奈良市佐紀町
 - 2 調査期間 第三三七次調査 二〇〇一年(平13) 一〇月～二〇〇二年八月
 - 3 発掘機関 奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部
 - 4 調査担当者 代表 金子裕之
 - 5 遺跡の種類 宮殿跡
 - 6 遺跡の年代 奈良時代
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 第一次大極殿院南辺では、一九七二年度の第七七次調査で、第一次大極殿院南面築地回廊SC七六〇〇・七八二〇、その中央に開く南門SB七八〇一、南門東側に取り付く東楼SB七八〇二などが確認された(『平城宮発掘調査報告Ⅺ』。以下学報と略称)。東楼の柱抜取穴からは計二四二点(うち削屑一五五点)の木簡が出土している(本誌第三三号)。今回の調査は、南門を挟んで東楼と対称の位置に想定される楼阁建物(西楼)の存在・位置・規模を確認するためのもので、東楼同様木簡の出土も期待された。調査面積は一二七八㎡である。
- 主な検出遺構は、南面築地回廊SC七八二〇・西楼SB一八五〇〇、これらの解体に伴う遺構、及び築地回廊に囲まれた大極殿院内

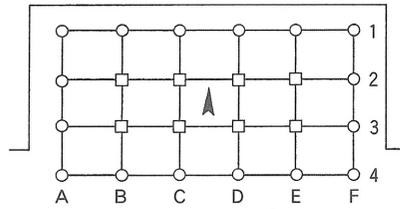
広場SH六六一三などである。遺構の時期は大きくA～Eの五時期に大別でき、これは学報の時期区分のI-1～4及びII期以降に対応する。

木簡は、平城宮造営時の整地土から一四点、西楼SB一八五〇〇掘立柱抜取穴から一四七一点(うち削屑一三〇四点)が出土した。

平城宮造営時の整地土は厚さ三〇cm程度で、地山上に広く敷かれる。南面築地回廊は、この整地土の上に基壇を造成して造られる。第一次大極殿はこの整地土の分布しない場所に位置するが、第一次大極殿院の広場や南面築地回廊はこの整地土が積まれた後に構築されたものである。木簡は整地土に元々含まれていたのではなく、整地の過程で投棄されたものであろう。完形に近いものが多く、削屑は含まれていない。

西楼SB一八五〇〇は五間×三間の総柱東西棟建物。B期に南面築地回廊七間分を解体し、基壇を北側に継ぎ足して増築される。東楼とはほぼ同構造で、外側の一六本の柱は掘立柱で、建物内部の八本の柱は礎石建ち。便宜上、南北柱列を西から順にA～F、東西柱列を北から順に1～4とした。確認できた掘立柱柱穴の深さは、遺構検出面から二・四～三・〇mを測る。柱掘形は一辺二・五～三・〇mの長方形を呈し、東西に長いもの(A3など)と南北に長いもの(F4など)がある。柱径は、柱根の残っていた東楼同様、七五cm程度であろう。解体時に、礎石・掘立柱は全て抜き取られ、基壇は

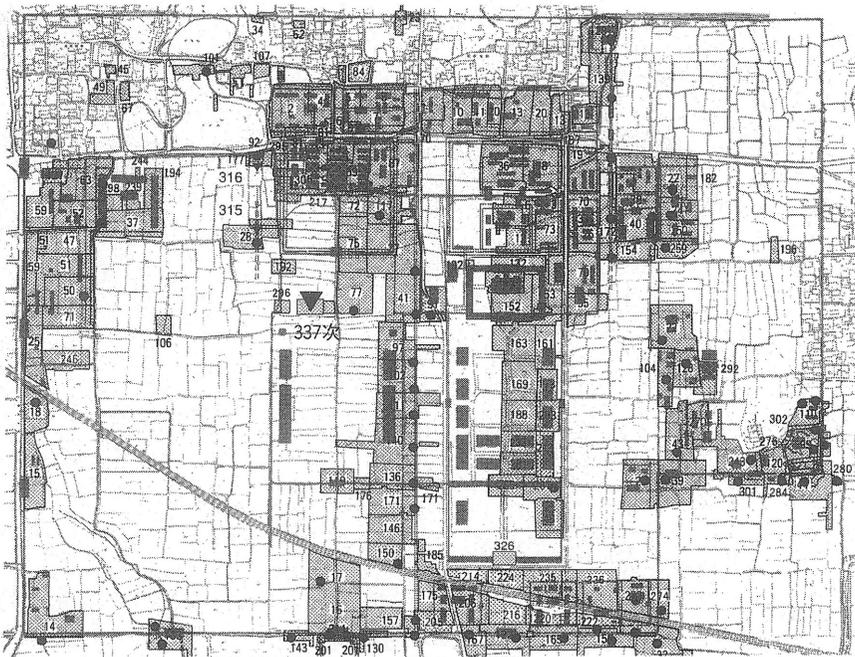
広場の上層礫敷の高さまで削平される。柱抜取穴は底に近づくにつれて漏斗状に狭くなり、底では幅七〇～九〇cm程度になる。底から約一・五m前後までは埋土の単位が厚く、一度に埋められた可能性が高い。その上は層が細くなり、この中に木製品や木簡を多量に含んだ層がレンズ状に混じる。この層は、いずれの柱抜取穴にも存在した。柱抜取穴がある期間この深さで放置され、遺物を廃棄できる状況にあったと考えられ、出土遺物の一括性は極めて高い。抜取穴からは、二次被熱の痕跡がある瓶、大量の篝火、隅木蓋瓦などの瓦、朱の残る柱補修部材、回廊のものとみられる礎石などが出土した。解体はD期で、出土木簡から考えて天平勝宝五年頃であろう。



西楼SB18500柱穴番付図
(○は掘立柱, □は礎石建ち)

柱名	出土点数(うち削屑)	D4	4 (3)
		E1	10 (2)
A1	2	E4	9 (6)
A2	5 (1)	F1	1318 (1207)
A3	1	F2	71 (56)
B4	21 (8)	F3	1
C1	2	F4	1
C4	21 (21)	計	1471 (1304)
D1	5		

西楼SB18500柱穴別木簡出土点数一覧



平城宮木簡出土地点図 ● 木簡出土地 ▼ 本号掲載木簡出土地

8 木簡の釈文・内容

整地土

- (1) 「年慶雲二年丁未年慶雲肆年孝服^{〔考〕} 癸卯年太宝三年正月宮内省^{〔入カ〕}四年^{□□}」
(265)×30×4 081
- (2) ・「伊勢国安農郡阿^{〔刀カ〕}里阿斗マ身」
・「和銅三年^{〔三カ〕}月[□]」
200×24×4 051*
- (3) ・「伊勢国安農郡泉」
・「<里人飛鳥戸椅万呂五斗」
132×18×4 032
- (4) ・「五百原[□]」
・「五斗」
(56)×15×4 019
- (5) 「<長田上郡大^{〔物カ〕}里[□]×」
(115)×21×3 039
- (6) ・「<大井里委文マ鳥^{□□}」
・「<米五斗」
153×17×4 032
- (7) ^{〔白カ〕}「酒四斗」
(109)×22×3 019
- (8) ・「<^{〔埜カ〕}三江里守マ」
・「<白米五斗」
(126)×24×5 039
- 西樓SB一八五〇〇A3柱抜取穴
- (9) ・「×栗郡漆マ里羽栗臣」
・「×俵」
(115)×20×2 019
- 西樓SB一八五〇〇B4柱抜取穴
- (10) ・「<衛門府進鴨九翼^{風速小月} 大石小山 大豆人成」
・「<辟田麻呂^{大市乎麻呂}」
・「<天平勝宝^{〔平〕}四月廿七日」
202×22×3 032
- (11) ・「<東市司進上[□]」
・「<天平勝宝四」
(98)×24×2 039
- (12) 「東梨原 梨百九十五果[□]」
(334)×21×4 019

(13) 「備中国哲多郡□□郷白米五斗」
〔乃力〕

・「人白猪マ身万呂」

(225)×20×4 033

(14) 「安芸国賀茂郡白米五斗」

□□

170×30×7 031*

(15) 「納片児」

96×20×4 033

西楼SB一八五〇〇C1柱拔取穴

(16) 「安□□□□部里」
〔農力〕

・「人阿斗マ□五斗」

121×16×4 011

西楼SB一八五〇〇E1柱拔取穴

(17) 「入給不者有」

・「大□□□」
〔倭力〕

(125)×26×4 081

(18) 「北□□」
〔門力〕

□□ 秦
□□ 津力
□□ 部力

・「下謹申」

(80)×(24)×4 081

(19) 「隱伎国役道郡余戸郷大私部目代調短鯨十六升」
〔平力〕

「天□勝宝四年」

209×23×6 031

(20) 「此所不得小便」

203×55×6 011

西楼SB一八五〇〇E4柱拔取穴

(21) 「□□□□□□」
〔多力〕

・「諸公□□右六人」

(116)×19×2 081

(22) 「額田□□」

(83)×20×2 039

西楼SB一八五〇〇F1柱拔取穴

(23) 「北門己知川原高市阿刀合七人」
日下川□□

・「数沓付此使」

中嶋所

318×28×3 011

(24) 「□□□令史大夫宣者」

126×30×2 011

(25) 「隱伎国役道郡河内郷磯部黒」

(84)×22×4 039

(26) 「大嶋村調果塩」

138×19×3 031

- | | | | | | |
|------|---|-------------------|------|--------------------------|------|
| (35) | 一人
御田作所 | 091* | (48) | 水取立麻呂 | 091 |
| (34) | 散冊七人
六十一人番 | 091 | (47) | 大神大虫 | 091 |
| (33) | 月監
〔物カ〕 | 091 | (46) | 大伴部牛麻呂
(刻線部分ニ異筆ノ墨痕アリ) | 091 |
| (32) | 廿一日宿
〔衛カ〕 | 091 | (45) | 位凡高
贄兄人 | 091 |
| (31) | 受生史
〔枚カ〕 (マ) | 091 | (44) | 大初位上凡河内益国 | 091 |
| (30) | 飯二升許乞
更下
〔食カ〕〔薬カ〕〔醬カ〕
〔末カ〕
〔外カ〕 | (224)×(24)×1 081* | (43) | 少初位下勲十等伊福 | 091 |
| (29) | 右兵庫 | 50×43×6 011 | (42) | 少初位 | 091 |
| (28) | 天平十九年 (題籤軸) | (98)×19×5 061 | (41) | 番長 | 091 |
| (27) | 淡路国
郡馬郷
〔津名カ〕〔貢カ〕 | (196)×38×7 039 | (40) | 中宮 | 091 |
| | 戸口同姓男調二斗勝宝四 | | (39) | 右八十九 | 091 |
| | | | (38) | 人当番 | 091 |
| | | | (37) | 中衛八十五
〔人カ〕 | 091* |
| | | | (36) | 四人臥
〔病カ〕 | 091* |

(1)~(7)は大極殿院南面築地回廊造営以前の整地土から出土した木簡。

(1)は官人の履歴書風の木簡。年を干支と年号を併記して記す。慶雲四年(七〇七)の父の死による解官によって記載を終える。(2)(3)は伊勢国安農郡、(4)は駿河国廬原郡、(5)は遠江国長田上郡(和銅二年正月に長田郡を上下二郡に分割して成立)からの荷札。柱抜取穴出土の(8)(9)(10)も、里表記を用いるなど古相を呈し、整地土中の木簡が柱を抜き取る際に紛れ込んだものか。(8)は但馬国城崎郡の白米荷札。(9)は尾張国葉栗郡の白米荷札である。 (10)は(2)(3)と同じ伊勢国安農郡の白米荷札。いずれも米の荷札で、これらは本来一連の資料であろう。

(2)の和銅三年三月の年紀を有する木簡が、この整地層から出土したことのもつ意義は大きい。これまでも平城宮造営当初の整地土から和銅二、三年を中心とする一括性の高い木簡が出土した事例は知られていた(第九一次調査。本誌第二四号)。しかし、今回これらの木簡が出土したのは、大極殿院回廊の基壇直下の整地層である。この部分の築地回廊は、少なくとも平城遷都時にはその基盤の整地さえ行なわれていなかったことになる。和銅八年の元日朝賀まで平城宮大極殿の存在を示す史料がないこと、平城宮大極殿が和銅三年正月まで藤原宮にあった大極殿を移築したものである可能性が指摘されていることと相俟って、大極殿そのものが遷都時には未完成であ

った可能性が極めて高くなった。

(8)~(9)は西樓の掘立柱抜取穴から出土した木簡。

(10)は衛門府からの鴨の進上に伴う付札状の進上状。材はごく薄い。裏面の年紀は天平勝宝四年四月を誤ったか。貢進先、あるいは差し出しに戻って廃棄されたとみるより、誤記のため捨てられたと考えの方が妥当か。(18)(23)は西宮兵衛木簡と類似する記載をもつ。門の警備に関わる木簡か。(23)は意図的に折られて廃棄される。裏面の「中嶋所」は、天平勝宝という時期からも注目される。(20)は現在日本最古の小便禁止看板。裏は大型の工具で割ったまま。上下は荒いキリオリ加工で、表面の調整も雑。(22)は氏名だけを記した付札。同様の特徴を持つ付札が第七七次調査で多く出土しているが、今回はこの一点のみ。(26)の大嶋村は、周防国大嶋郡か。果塩は固形塩であろう。(30)は食事に関する苦情を書き上げた文書風の木簡。推敲の跡があり、下書きとして書かれたものであろう。

(34)~(56)は柾目の削屑。筆跡は細かく端正。木目の状況や筆跡からみて、同一簡もしくは一連の木簡の削屑であろう。元の木簡は次のように復原される。上部に二本の刻線を引く(34)(46)(47)(50)。何段かに分けて記載できるよう、その下にも刻線を引く(56)。下段の刻線は一本。そこに人名や、配置先(34)(35)、勤務状況(36)、などを列挙する。人名は、位階を記す際には二段の刻線の上段から書き始めることもあるが(42)(45)、氏名からの場合は下段から書き始める

(46)(47)(50)。大型の歴名木簡の削屑と考えられよう。このような形態の完形の木簡の例は知られていない。

(63)は武蔵国播磨郡の養錢付札。(65)の糸君益人は約五年後の天平宝字二年(七五八)には従八位上・仁部省史生の写経生として写経所に出仕している。(66)の中務栗宮は、中務卿栗栖王か。

年紀を有する木簡の時期は天平勝宝五年前後に集中する。第七七次調査で東楼の解体を天平勝宝五年の前半に想定した。今回の調査で天平勝宝五年一月(58)の削屑が出土しており、東西楼は天平勝宝五年頃にあいついで解体されたと考えられる。今回西楼から出土の木簡は内容的には雑多であるが、全体として一連の解体工事に伴って廃棄された木簡群とみることができよう。なお、衛門府関係の木簡がみられる状況は東西楼出土木簡で共通するが、いずれにも門部とみられる者がみあたらない点には注意を要する。

9 関係文献

奈良文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』三七(二〇〇三年)

同『奈良文化財研究所紀要二〇〇三』(二〇〇三年)

(馬場 基・渡辺晃宏)